

生き生き元気 夕張！

広
報

ゆうばり

No.1278 2009

10

- 夕張市財政再建計画の変更と平成21年度補正予算の内容 …… 2
- 平成20年度決算 …… 4
- 平成20年度決算による財政健全化の判断比率 …… 5
- 財政再建計画の平成20年度実施状況 …… 6
- インフルエンザを防ごう …… 8
- 上・下水道料金を改定 …… 9
- 市営住宅について考える② …… 10



ありがとう！最後のチャリティバザー

9月5日、緑陽中学校で、閉校記念学校祭が開催された。今年のテーマは「厚意」で、みんなが思いやりをもって生活していこう！と願いをこめて設定された。各学年のステージ発表や全校レクリエーションなど行われ、学校祭呼び物のチャリティバザーには、地域の人たちが詰めかけ賑わいをみせ、最後の学校祭は盛況のうちに静かに幕が降ろされた。

夕張市財政再建計画の変更 (平成21年度第3次)と 平成21年度補正予算の内容

総務大臣あてに協議の申し出を行つた「夕張市財政再建変更計画書」(平成21年度第3次(9月))について、総務大臣から同意が得られました。

今回の計画変更により、財政再建の期間や赤字解消額の変更はありません。同意が得られた変更の主な内容をお知らせします。

財政再建計画の変更内容

◆歳入

▼国の補正予算において創設された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」や「地域活性化・公共投資臨時交付金」、「子育て応援特別手当等交付金」などの国庫支出金収入の増

【補正予算額】 274,356千円

▼「緊急雇用創出事業交付金」や「地域環境保全対策費等補助金」などの道支出金収入の増

【補正予算額】 11,155千円

▼指定団体への寄附及び基金を活用した事業実施のための「幸福の黄色いハシカチ基金」からの繰入金増と事業実施のための「復興再建基金」からの繰入金増

【補正予算額】 6,671千円

▼夕張市新産業創造助成要綱に基づき、企業が行う新産業創造に資する事業に対し、助成するための空知産地地域総合発展基金収入の増

【補正予算額】 97,100千円

▼高齢者・子育てに配慮した行政施策として家族介護世帯と乳幼児世帯へのごみ袋の無料配布を行うことによる、ごみ処理手数料の減

【補正予算額】 ▲77千円

▼土地売却収入、特定法人農地貸付事業負担金収入の増

【補正予算額】 3,180千円

◆歳出

▼国の「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用した市有施設の整備費などの増(予定事業参照)

【補正予算額】 284,970千円

▼国の「子育て応援特別手当交付金」を活用した子育て応援特別手当給付費と事務費の増

【補正予算額】 6,000千円

▼国の「女性特有のがん検診推進事業補助金」を活用した特定の年齢に達した女性に対して、子宮頸がん、乳がん検診の受診を促進するための検診委託料と事務費の増

【補正予算額】 2,503千円

▼国の「地域環境保全対策費等補助金」を活用したボイラーの改修等の市民研修センター書工改修事業を実施するための設計経費の増(平成22年度に改修工事を実施予定)

【補正予算額】 2,100千円

▼国の「緊急雇用創出事業交付金」を活用した「炭鉱資料分類整理事業」と「住宅再編移転・生活相談事業」実施に係る臨時職員雇用経費等の増

【補正予算額】 5,129千円

▼夕張市新産業創造助成要綱に基づき、新たな産業の創造等に資する事業に対して企業への助成を実施するための経費の増

【補正予算額】 97,100千円

▼企業進出や地元企業の新規採用による入居修繕経費が前年を上回っていることによる市営住宅修繕経費の増

【補正予算額】 10,827千円

▼新たに生活保護受給者に係る人工透析患者が発生したことによる、障害者自立支援法に基づく医療給付費の増

【補正予算額】 15,704千円

▼文化スポーツセンターボイラーの取替工事の実施による修繕費の増

【補正予算額】 8,520千円

▼土地の売却を進めるため必要な測量調査委託費の増

【補正予算額】 2,220千円

▼平成20年度の決算確定と企業経営環境の悪化に伴う過年度過額納付金(市民税)と還付加算金の増

【補正予算額】 7,307千円

▼市民への行政サービスを維持し、行政執行体制の確保を図るための期末勤労手当1か月復元による給与改定費の増

【補正予算額】 40,291千円

(二)一般会計 36,270千円 特別会計繰出金 4,021千円

▼契約に基づき市が履行している、第三セクターに対する損失補償について、後年度負担の軽減を図るため実施する一部繰上償還費の増

【補正予算額】 66,936千円

▼平成20年度の特別交付税額が計画額を上回ったことなどによる平成21年度当初予算に計上した繰上充用金の減

【補正予算額】 ▲171,720千円

地域活性化・経済危機対策

臨時交付金予定事業

- 新約インフルエンザ対策 700千円
救急隊員の感染防止対策のための資材購入(感染防止衣、手袋、マスク)
- 小型動力ポンプ付水櫃整備 44,447千円
老朽化した水栓付ポンプ自動車の更新
- 富野じん芥埋立処分施設等整備 25,982千円
埋立処分場延長命化のための浸出水処理施設機能診断委託、一般廃棄物処理基本計画策定等委託、大型油圧シヨベルと4.5トンブーカー購入
- リサイクルセンター改修整備 18,726千円
分別回収品目拡大のためのリサイクルセンター改修、圧縮梱包機、フォークリフトと平ボデー2トトラック購入
- 車庫管理システム整備 3,371千円
振興公社から引き継いだ車庫の管理業務を実施するためのシステム整備
- バス待合所整備 471千円
小中学校統合を見据えた児童・生徒の通学時の安全確保のためのバス待合所の整備
- ドクターヘリポート整備 18,571千円
ドクターヘリ離着陸場所である消防訓練場の乱石等飛散防止のための舗装整備工事

消防庁会排水設備改修

1,817千円

排水設備の市管理排水管への接続工事

消防部分団事務所改修

2,917千円

南部分団団所の修繕工事(屋上防水工事、天井漏水補修と断熱工事、電気機器交換、畳入替、ストーブ取替)

農業研修センタートイレ改修

4,515千円

トイレバリアフリーと簡易水洗化工事

改良住宅屋上防水改修工事(市営住宅)

19,357千円

本町6丁目改良住宅の屋上防水改修工事

公営住宅浴室改修工事(市営住宅)

43,200千円

南清水沢4丁目旧道営住宅の浴室防水改修(ユニットバス化)と給湯配管工事

地域住宅交付金事業(市営住宅)

11,585千円

市営住宅火災警報器の設置(平成22年度設置予定からの前倒し)と市営住宅除却

住宅再編にかかる入居修繕

18,700千円

新規移転入居者のための市営住宅入居修繕

共同浴場機械設備整備

1,877千円

浴場の機械設備の点検修繕(4浴場)・貯湯槽清掃、ろ過器点検整備、宮前浴場・湯水混合電子装置の交換

し尿処理場修繕

2,797千円

し尿処理場の消化槽ガス安全弁と遠心分離機ギアボックス取替

市民研修センター入口改修工事

599千円

正面入口ドア改修工事(ドア方式から引き戸方式に変更)

文化スポーツセンター施設整備

4,679千円

地下埋設タンクからポイラーまでの埋設管取替工事と移動式バスケットゴール(4基)の修繕

市本庁舎屋上防水等修繕

25,489千円

市本庁舎屋上防水改修と避雷針改修工事

日吉1号源泉設備改修

1,005千円

日吉1号源泉の腐食管修繕等工事

不用公共施設除却

34,165千円

建物の老朽化と近隣住民の安全・安心確保のための不用公共施設除却(旧夕張福祉センター、清陵2・3区集会所、旧沼ノ沢生活館、旧消防本町出張所)

予算の補正を行った 会計と補正予算額

平成21年9月に総務大臣の同意が得られた「夕張市財政再建変更計画」に基づき、一般会計と診療所事業会計の予算の補正を行うとともに、次の6会

(単位:千円)

会計名	補正前の予算額	9月0補正予算額	補正後予算額
一般会計	40,768,368	392,385	41,160,751
診療所事業会計	772,342	1,260	773,602
国民健康保険事業会計	2,260,115	23,306	2,283,421
老人保健医療事業会計	20,976	21,132	42,108
公共下水道事業会計	1,422,804	231	1,423,035
介護保険事業会計	1,518,064	22,621	1,540,705
後期高齢者医療事業会計	253,279	930	254,209
水道事業会計	1,169,357	1,416	1,170,773

計の事業費の予算の補正を行いました。他の特別会計の主な補正の内容をお知らせします。

- ・支払基金交付金過年度過納還付金の補正(国民健康保険事業会計・介護保険事業会計)
- ・老人保健医療給付費負担金過年度過納還付金の補正(老人保健医療事業会計)
- ・特定健康診査等事業の補正(後期高齢者医療事業会計)
- ・期末勤労手当1か月復元による職員手当の補正(公共下水道事業会計・水道事業会計)

平成20年度決算について

広報7月号で各会計の決算見込みをお知らせしたところですが、9月議会で「平成20年度各会計決算」が認定されました。各会計の決算状況は次のとおりです。

●一般会計

歳 入		
科 目	決算額	参考(H19決算)
市 税	10億939万円	10億6,180万円
地方譲与税・交付金	2億3,997万円	2億6,479万円
地方交付税	44億2,307万円	42億2,518万円
負担金	6,425万円	8,178万円
使用料・手数料	7億407万円	7億2,429万円
国・道支出金	11億2,297万円	10億5,515万円
財産収入	1億1,200万円	6,546万円
寄附金・繰入金	6,649万円	2億1,511万円
市 債	8億7,966万円	14億9,316万円
諸 収 入	2億6,088万円	8億6,903万円
合 計	86億9,275万円	100億5,575万円

歳 出		
科 目	決算額	参考(H19決算)
議 会 費	4,026万円	4,584万円
総 務 費	13億120万円	13億9,631万円
民 生 費	20億8,050万円	21億2,780万円
衛 生 費	5億3,159万円	6億1,706万円
労 働 費	74万円	126万円
農 林 業 費	1,449万円	1,801万円
商 工 費	6,641万円	1億1,515万円
土 木 費	4億7,917万円	4億4,464万円
消 防 費	2億3,335万円	2億1,903万円
教 育 費	3億7,569万円	2億9,215万円
公 債 費	22億2,652万円	33億112万円
諸 支 出 金	2,185万円	230万円
繰上充用金	334億8,432万円	349億5,940万円
合 計	408億5,589万円	435億4,007万円

歳入-歳出	A	△321億7,314万円
繰越明許費繰越額	B	2,633万円
実質収支額	A-B	△321億9,947万円
単年度収支額(平成20赤字解消額)		12億8,485万円

●特別会計

会 計 名	歳 入	歳 出	収 支
国民健康保険事業会計	21億6,307万円	21億8,754万円	△2,447万円
市場事業会計	250万円	169万円	81万円
老人保健医療事業会計	2億5,794万円	2億2,854万円	2,940万円
公共下水道事業会計	2億8,818万円	14億1,738万円	△11億2,920万円
介護保険事業会計	14億5,253万円	14億5,253万円	0円
診療所事業会計	1億427万円	1億427万円	0円
後期高齢者医療事業会計	2億2,701万円	2億2,681万円	20万円

注) 水道会計除く。

●平成20年度末債務残高の状況

会 計 名	赤字残高	債務負担残高	公債費残高	合 計
一 般 会 計	321億9,947万円	56億3,238万円	124億8,435万円	503億1,620万円
国民健康保険事業会計	2,447万円	529万円	-	2,976万円
市場事業会計	-	-	-	-
老人保健医療事業会計	-	-	-	-
公共下水道事業会計	11億2,920万円	1億3,571万円	19億2,198万円	31億8,689万円
介護保険事業会計	-	638万円	-	638万円
診療所事業会計	-	-	7億8,590万円	7億8,590万円
後期高齢者医療事業会計	-	-	-	-

注) 水道会計除く。



Q: 財政再建計画の総債務の額と広報で示す額は、なぜ異なるのでしょうか?

A: 主に3つの理由があります。

1つめに、再建計画は将来借入し、償還する予定額が含まれていますが、広報で示す債務残高は、将来予定するものは含まれていないこと。

2つめに、現在、計画の変更はその年度のみ行っていること。例えば、平成21で地方債の借入れの変更を行った場合、その支払いに関係する平成22以降の公債費の額は変更とならないため、実債務残高に差が生じます。

3つめに、再建計画策定時の対象会計は、一般会計のみであったこと。その後、平成19途中に診療所会計が追加となりましたが、前述するように関係する後年次の経費は、計画に反映されていません。

平成20年度決算による 財政健全化の判断を比率で示します

平成21年4月から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が、全面的に施行されたことに伴い、平成20年度決算に基づく健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定しましたのでお知らせします。

なお、将来負担比率を除くすべてにおいて、財政再生基準（経営健全化基準）を大きく上回る結果となり、本市は、本年度中に「財政再生計画」「経営健全化計画」を定めなければなりません。

比率の説明

これらの比率は、全国統一のルールに基づき算定されていますが、専門的な用語や複雑な算式も含まれていることから、ここではその比率の持つ意味について説明します。

①実質赤字比率は標準財政規模に対する一般会計等（一般会計と診療所会計）の赤字額の割合。この比率が高くなるほど、赤字の額が大きく、解消が難しくなってくるので、より多くの歳出削減策や歳入増加策を講じるとともに、解消期間も長期に渡る可能性が高くなるなど、深刻な事態になっていることとなります。

◇平成20年度健全化判断比率

比率名	夕張市	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	703.60%	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	705.67%	20.00%	40.00%
③実質公債費比率	42.1%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	1164.0%	350.0%	—

◇⑤平成20年度資金不足比率

会計名称	夕張市	経営健全化基準
市場事業会計	—%	20.0%
公共下水道事業会計	156.5%	
水道事業会計	—%	

※市場事業会計は黒字決算で資金不足比率が生じないため「—」で表示
 ※水道事業会計は赤字決算ですが、解消可能資金不足額（説明）の控除により、資金不足比率が生じないため「—」で表示

<参考>

◇健全化判断比率 前年度対比

年 度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成20年度	703.60%	705.67%	42.1%	1164.0%
平成19年度	730.71%	739.45%	39.6%	1237.6%
増 減	△27.11%	△33.78%	2.5%	△73.6%

※前年度に比べ赤字額等が減ったことにより、3つの比率は減少したが、債務負担の支出が増えたことにより、実質公債費比率は増加した。

<参考>

◇資金不足比率 前年度対比

年 度	市場事業会計	公共下水道事業会計	水道事業会計
平成20年度	—	156.5%	—
平成19年度	—	432.0%	—
増 減	—	△275.5%	—

※平成19年度は、市場事業会計と水道事業会計は黒字決算で資金不足比率が生じないため「—」で表示
 ※下水道事業会計は、解消可能資金不足額が増加したことにより比率が改善されています。

②連結実質赤字比率は標準財政規模に対する全会計の赤字額の割合。一般会計、国保、下水道会計の赤字額やその他の会計の赤字額を合算し、また全体の赤字の程度を指標化したもの。
 ③実質公債費比率は標準財政規模等に対する公債費等の支出の割合。公債費や公債費に準ずる経費は、削減したり、先送りが出来ないもので、一度この経費が増大すると短期間で削減することが困難となります。このた

め、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと予算を組むことが難しくなるなどの資金繰りの危険性を示す指標です。
 ④将来負担比率は標準財政規模等に対する将来負担すべき額の割合。赤字額や地方債、債務負担行為、土地開発公社債務など現時点で想定される将来の負担（義務）を指標化したもの。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じ

る可能性が高くなります。
 ⑤資金不足比率は事業規模である料金収入に対する資金不足額の割合。この比率が高くなるほど、料金収入で資金不足を解消することが難しくなり、公営企業として経営に問題があることとなります。

ただし、将来の料金収入等で解消することが予定されている資金不足については、計算上差引くこととしているため、資金不足額イコール赤字額とはなりません。
 ※標準財政規模は地方公共団体の標準的な状態で通常収入される見込まれる一般財源（市税や普通交付税など）の規模を示すもの（人口や面積、産業構造などにより各自治体ごとに異なるが、統一のルールにより算出される）平成20年度は、45億7632万9千円。
 割合は先
 市行財政管理グループ
 電話 52-3122

財政再建計画の

平成20年度実施状況

夕張市は、平成19年3月に総務大臣の同意を得て財政再建計画をスタートさせました。平成20年度の実施状況をお知らせします。

計画の主な措置の状況

▼真に止むを得ない必要な事業などを実施するため、総務大臣の同意を得て、計画変更を平成20年3月、6月、9月と平成21年3月の4回、軽微な変更を1回実施しました。

▼歳入項目の一部が、当初計画の見込みを下回ったものの、地方交付税が一定額確保されたことや歳出抑制や新たな歳入確保などに努めた結果、計画額より5億9千万円上回る赤字額を解消しました。

歳入に関する

主な事項

①税収入に関する事項
・平成18年度に行った条例改正に基づき税率により調税しました。

・滞納処分の強化を図るため、北海道より職員派遣を受け、より効果的・効率的な滞納処分の直接指導を受けるとともに、平成19年度に引続き、預金の差押えなどを実施しました。

②地方債に関する事項
・公的資金に係る補償金免除繰上償還制度に基づき、金利5%以上の公的資金の繰上償還を行うために低金利の借換債を発行し、後年次の利子負担を軽減しました。

・平成22年4月から統合が予定されている清水沢中学校の建設や高規格救急自動車整備に係る地方債を発行しました。

歳出に関する

主な事項

①人件費に関する事項
・全会計の職員数は、平成20年4月1日現在で148名、平成21年4月1日現在で計画の想定より13名少ない147名体制となりました。

行いました。ホームページや公用車、公用封筒を広告媒体として活用し、収入の確保を図りました。

③財産収入に関する事項

・ロボットや宅地などインターネットでの公有財産売却を4回実施しました。

・市庁舎の有効活用として、1階スペースを金融機関に貸与しました。

④地方債に関する事項

・生活保護費などにおいて計画で見込んでいた対象人員や給付単価などが、見込みを下回ったことなどにより計画に比べ減額となりました。

⑤補助費等に関する事項
・全国から寄せられた指定寄附などを財源として、市民活動を促進するための助成事業などを実施しました。

⑥投資的経費に関する事項

・平成22年4月から統合が予定されている清水沢中学校校舎改修に係る実施設計を実施しました。

・屋根の崩落により、使用不可となったスウィミングセンターの基礎解体工事やその代替施設として、廃止した清水沢プールへの上層新設等整備工事、高規格救急自動車整備などを実施しました。

ことから、総人件費は減額となりました。

②物件費に関する事項と③維持補修費に関する事項
・物件費、維持補修費は、平成19年度に引続き事務事業の見直しをベースに削減しました。

・少雪により除雪経費が見込みを下回ったほか、経費の節減に努めた結果、計画に比べて減額となりました。

④扶助費に関する事項
・原油価格高騰に伴う灯油の値上がり

を踏まえ、厳冬期における生活弱者への支援策として福祉灯油事業を実施しました。

・生活保護費などにおいて計画で見込んでいた対象人員や給付単価などが、見込みを下回ったことなどにより計画に比べ減額となりました。

⑤補助費等に関する事項
・全国から寄せられた指定寄附などを財源として、市民活動を促進するための助成事業などを実施しました。

⑥投資的経費に関する事項

・平成22年4月から統合が予定されている清水沢中学校校舎改修に係る実施設計を実施しました。

・屋根の崩落により、使用不可となったスウィミングセンターの基礎解体工事やその代替施設として、廃止した清水沢プールへの上層新設等整備工事、高規格救急自動車整備などを実施しました。

⑦公債費に関する事項

・公債費は、金利5%以上の公的資金に係る補償金免除繰上償還の実施と同時に、低金利の借換債を発行し、後年の利子負担を軽減しました。
・10月から民間移譲を行った養護老人ホームに充当した地方債の繰上償還を実施しました。

北海道からの支援

○実質赤字相当額の一時借入金を金利0.5%で借受けました。(338億円)
○人的支援として職員8名の派遣を受けました。
○医療給付事業、バス運行事業、除雪事業への事業支援や補助金、交付金などの優先採択がされました。

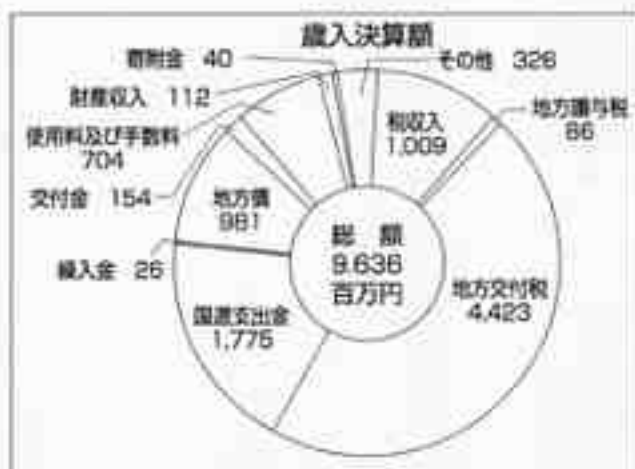
赤字解消の状況

○歳入については、地方交付税や財産収入が計画額を上回ったことにより、総体で増額となりました。
○歳出については、物件費や扶助費をはじめ各性質別経費において、計画額を上回る節減などとなりました。
○赤字残額は、334億8千万円から322億円へ減額となりました。

(単位:千円)

区分	平成20年度 最終計画額	平成20年度 実績額	差引増減 イーア	主な増減理由
歳入①	9,446,871	9,636,328	189,457	特別交付税264百万円、財産収入(市有財産売却収入など)57百万円、税収入(固定資産税など)36百万円、国庫支出金(生活保護費負担金など)△122百万円、使用料(市営住宅使用料など)△12百万円
歳出②	8,755,759	8,351,472	△404,287	扶助費(生活保護費など)△148百万円、物件費(需用費・委託料など)△107百万円、維持補修費(市道除排雪など)△48百万円、人件費(各種手当など)△48百万円
赤字解消額 ① - ②	691,112	1,284,856	593,744	
赤字残額	△32,793,210	△32,199,466	593,744	

※平成19年度末赤字残額334億84百万円



※歳入 9,636百万円 - 歳出 8,351百万円 = 1,285百万円

DV被害者の方へ
子育て応援特別手当の
事前申請を受付します

平成21年度も、子育て応援特別手当を支給します。手当の申請受付は、12月中旬を予定しています。配偶者からの暴力を受けたなどの止むを得ない理由により、世帯主と住まいを別にして居る子どもを養育している方の事前申請を受付します。

支給は、住民登録地の市町村で行われますが、現在の住所などの情報は配偶者に知られることがないように固く守られますので、期限まで申請してください。

【対象世帯】 平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた子どもを養育している方

【支給額】 1人 36,000円

【必要書類】 保護命令決定書または婦人相談所などの証明、DVについて警察に相談している方は、申請時に状況を聞き、警察署に確認します。その他、身分証明、受取口座の通帳などが必要です。

【申請期限】 10月30日

【申請場所】

市生活福祉グループと南支所
問合せ先 市生活福祉グループ

電話 52-3122

電話 52-1059



10月から季節性インフルエンザワクチンの予防接種が始まりました。これは、新型インフルエンザには対応していませんのでご注意ください。新型インフルエンザワクチンの予防接種は、今後医療従事者などの優先対象者から接種がされる見通しです。

10月から高齢者の季節性インフルエンザ予防接種を実施しています。市では、季節性インフルエンザ予防接種の助成事業を実施しています。

★実施期間 10月1日～22年3月31日
★対象者
①接種日に65歳以上の市民
②60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある市民

★実施医療機関
夕張市立診療所・夕愛クリニック・協栄医院・南清水沢診療所・中條医院
★自己負担金
①接種費用が2,500円以下の場合
は1,200円
②接種費用が2,500円を超える場合は、その費用から1,300円を引いた額
③生活保護受給者は無料

★助成接種回数
実施期間中に1回（2回目以降は全額自己負担）

インフルエンザワクチンの接種
予防接種することで、インフルエンザにかかりにくくなったり、かかっても重くならずに済みます。

★注意事項
①各医療機関によって接種開始日、接種日程・時間が異なりますので、事前に確認してください。（予約が必要な医療機関もあります。）
②年齢の確認のため、保険証を持参ください。
※この予防接種は、新型インフルエンザではありません

新型インフルエンザに「かかったかな」と思ったら？
持病がない方
持病がなく、症状が比較的軽い場合は、必ずしも医療機関を受診する必要はありません。十分な水分や栄養をとって自宅で安静にすることが大切です。少なくとも熱がさがってから2日目までは外出しないようにしましょう。もし、次のような症状がある時には医療機関を受診しましょう。

症状：呼吸困難や息切れ、胸の痛みが続く、嘔吐や下痢が続く、3日以上発熱、症状が長引き悪化してきた場合
持病がある方や妊婦の方
呼吸器や心臓の慢性疾患、糖尿病、腎臓病など持病がある方や妊婦の方は、かかりつけの医師に相談しましょう。
5歳以下の子ども
発熱や咳などの症状に加えて
①呼びかけに答えないなどの意識障がい

＜日常生活上の注意事項＞
●外出や人の多い場所に向く時にはマスクを着用しましょう
●手洗い・うがいを行いましょう
●栄養・睡眠を十分にとりましょう
●過度な室内環境を保ちましょう
●薬の処方がかかりつけ医とあらかじめ相談しておきましょう
●体調不良時の相談先を確認しておきましょう

医療機関の受診の時は？
必ず事前に医療機関に電話してから受診してください。また、受診の際には、マスクを着用しましょう。



②意味不明の言動
③持続性のけいれん
などの症状が見られた時には、速やかに医療機関を受診してください。
また、解熱剤の使用については、医師に相談して用いることが大切です。

問合せ先 市保健介護グループ
☎52-3106

上・下水道料金を改定

9mの料金を引下げしました

11月から、検針を2ヶ月ごとを実施し、計量した水道使用水量を2等分して、料金を算定します。

それに合わせ、9mの基本料金を8mと10mの間插値として引下げをし改定しました。下水道料金も同様に改定しました。

○11月検針時で18m使用した場合
各月(10月・11月)を均等に使用したものの(9m)となります。
10月の水道使用料金は、9m使用分2,362円となります。
11月の水道使用料金は、9m使用分2,362円となります。
(メーター使用料は別料金です。)

検針日が変わります

隔月検針が始まる11月から水道検針日が変更となりますので協力をお願いします。
(9月広報でお知らせした一部地域で検針日が変わっていますので確認をお願いします。)

- 4日 南部(若美町・東町・青葉町・大宮町・新光町・菊水町)・清水沢1・2・3丁目
- 5日 福住、社光、住初、本町1・2・3丁目、真谷地
- 6日 本町4・5・6丁目、旭町、昭和、南部(磯南町、夕南町、住ノ江町、岳見町)・南清水沢1・2丁目、沼ノ沢の一部
- 7日 平和、日吉、南清水沢3丁目
- 8日 鹿の谷東丘町、鹿の谷山手町、富野、清水沢宮前町の一部

- 9日 鹿の谷1・2・3丁目、清水沢宮前町の一部、清水沢清栄町の一部、沼ノ沢の一部、滝ノ上
- 10日 沼ノ沢の一部、磯
- 11日 末広1・2丁目、清水沢清栄町の一部、清水沢清湖町
- 12日 若葉、南清水沢4丁目の一画、清水沢清湖町1区、紅葉山の一部
- 13日 千代田、常盤、南清水沢4丁目の一部
- 14日 清水沢清湖町2区・3区、紅葉山の一部

隔月検針とは

検針が、11月から2ヶ月に1回になります。これを隔月検針といいます。検針月は、奇数月11月、1月、3月、5月、7月、9月になります。支払は、上・下水道料金は今までどおり「毎月払い」です。

11月の支払いはありません

9月分(8月検針日から1ヶ月間)は9月末の請求で、10月の支払です。10月は、検針をしませんので、11月の支払いはありません。10月分(9月検針日から1ヶ月間)は11月末の請求となり、12月の支払いとなります。

問合せ先 市上下水道グループ

☎52-3152

夕張市立3中学校の閉校式典の開催

平成22年4月には、現在3校ある中学校を1校に再編し、「夕張市立夕張中学校」を開校するため準備を進めています。
閉校となる3中学校の開校式典を開催します。

☆夕張市立緑陽中学校

開校式 平成21年11月7日 午前10時

借別の会 緑陽中学校体育館

☆夕張市立千代田中学校

開校式 平成21年11月14日 午前10時

借別の会 千代田中学校体育館

借別の会

午後1時 ホテルニューバロ

☆夕張市立清水沢中学校

開校式 平成22年2月7日

清水沢中学校体育館

問合せ先 閉校式は市教育グループ

☎52-3166

借別の会は緑陽中

☎57-2003

借別の会は千代田中

☎52-3830

市営住宅について考える②



住宅の維持修繕は

使用料収入で

9月に、滞納している方、全員に対して催告状を送りました。(1ヶ月遅れも含みます。)

その相談の中に、「元炭鉱の鉱員住宅で家賃が無かったのに」等々の言い訳をして、自分の滞納を正当化しようとする方が未だに何名かいます。

「その炭鉱会社自体が現在無く、その住宅については、夕張市が管理を引き受けることになったこと、今までは会社の福利厚生で管理していたものが夕張市民の財産として管理する中で、使用料をいただくようになったこと、その使用料収入があつて住宅の維持修繕ができること」などを話しして理解を求めようとしています。

減額申請などの手続きを

現在の収入が低くて現状の家賃を支払っていくことが出来ないという方もいます。この人たちの中には住宅料の減額制度があることを説明すると、知らなかったと言われる方もいます。入居している住宅にもよりますが、減額申請を必要とする方や、随時申告が必要の方がいますが、どちらにしても、本人からの申請手続きが必要です。収入の減少などがあつて支払が困難になった場合などは、すぐに連絡をいただければ早く対応できますので、ぜひ相談してください。

なお、連絡がなかったり、納付意欲の無い方については、昨年より、訴訟を提起し、裁判所にて支払命令、強制執行などの厳しい対応を取っています。訴訟になると、分割で納付するにしても厳しい条件が付きまします。

そのようになる前に、滞納についての相談は、連絡をいただければ夜間・

休日でも対応いたしますので、早めにお願いたします。

暴力団員の入居を

制限します

一昨年、東京都町田市の東京都営住宅において発生した暴力団員の立てこもり発砲事件を契機に、全国的に公営住宅から暴力団員を排除しようとする社会的要請が高まっています。

昨年には、北海道も暴力団員の入居を制限するなどの条例改正を行いました。

これを受け、夕張市では、9月定例市議会にて「夕張市営住宅条例及び賃貸住宅条例等」の一部を改正し、夕張市営住宅への暴力団員の入居を制限するなどの取り組みを行うことにしました。その主な内容は次のとおりです。

暴力団員とは？

集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長する恐れのある団体の構成員をいいます。

◆入居の制限

新たに入居しようとする方の世帯のうち、誰かが暴力団員である場合は、入居は認めません。

◆同居の制限

入居後、新たに同居しようとする方が暴力団員である場合は、同居は認めません。

◆入居承継の制限

入居者義人の方の死亡などにより、残された方が入居の権利などを承継しようとするときに、新たに入居者義人になる方またはその同居者(同居しようとする者を含みます。)が、暴力団員である場合は、承継は認めません。

◆暴力団員に関する勧告

入居されている方が暴力団員であることが判明した場合には、住宅の明渡しを求める勧告を行います。

この勧告に従わない場合は、明渡しを行うことがあります。(ただし、入居・同居・承継以外では、管理のため特に必要な場合のみ、北海道警察から照会と情報提供を受けることができます。)

◆警察への照会、警察からの情報提供
夕張市は、暴力団員であるか、どうかの照会を北海道警察に行います。

また、北海道警察から夕張市に対して必要な情報を提供してもらうことになっています。

次号も「市営住宅を考える③」を掲載します。

相談・問合せ先

市農林建設グループ(住宅管理)

☎52-31119

**定額給付金の申請は
10月20日までです**

定額給付金の申請受付期限は、10月20日です。また、手続きを済ませていない方は、早めに申請手続きをしてください。

定額給付金の申請書は基準日（平成21年2月1日）現在の住民登録地に送付しています。申請受付期限を過ぎますと、給付を辞退したものとみなされます。

受付窓口 市総務課と南支所、郵送でも受付していますが、10月20日必着です。

問合せ先
市総務課（定額給付金担当）
☎52-3131

**就学指定校の変更と
区域外就学**

教育委員会では、学校ごとに通学区域を定め、住民登録の住所により就学すべき学校を指定しています。

特別な事情などがあり、指定校以外の学校を希望される方は、保護者からの申出により、指定校の変更と区域外就学が認められますので、相談ください。

【特別な理由とは】
○学年途中の転居により、引続

き従前校への就学を希望する場合

○児童・生徒のいじめや不登校など、その他教育委員会が止むを得ないと認めた場合

○指定された学校よりも近隣校の方が通学距離が短く、安全に通学できると判断される場合

○部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由が認められる場合

【手続き・申請方法】
○就学指定校変更の場合
・保護者からの申請が必要となります。

（就学指定校の変更申請書）
○区域外就学の場合
・保護者からの申請が必要となります。

（区域外就学願申出書）
※提出書類は市教育委員会にあります。

申請・問合せ先
市教育グループ
☎52-3166

新入学児童の届出を

教育委員会では、来年4月1日に小学校に入学する児童を住民基本台帳により調査をしています。

入学予定者の世帯に入学調査票を10月上旬ころ送付します。

保育園・幼稚園に通園している場合は、そちらに提出してください。

該当世帯で調査票が届かない場合や不明な点は問合せください。

該当児童 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれたお子さん

提出期限 平成21年10月23日
問合せ先 市教育グループ
☎52-3166

**就学時健康診断を
実施します**

学校保健法に基づき、小学校に入学するお子さんを対象に就学時健康診断を実施します。

該当児童 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれたお子さん

診断内容 内科検診、歯科健診（指定の病院で実施します）視力検査、聴力検査、知能検査（各保育園・幼稚園で実施します）

通園していない家庭には、郵送でお知らせします。

健康診断日程
10月下旬から11月ころを予定しています。

問合せ先 市教育グループ
☎52-3166

**国民健康保険加入者へ
出産育児一時金が42万円に
引き上げられました**

平成21年10月から、出産育児一時金が4万円引き上げられ原則42万円になりました。

費用については、原則42万円の範囲で、国民健康保険から病院などに出産育児一時金を直接支払うこととなります。事前に多額の現金を準備する必要がなくなります。

問合せ先 市民保険グループ
☎52-3105

大型ごみを収集します

秋の大型ごみ収集を行います。品目ごとに定められた金額に相当するごみ処理券を貼って、当日の午前8時までに所定の場所に出してください。

収集日	収集地区
10月13日	社光・住初・本町・旭町・昭和・末広・鹿の谷・千代田・若菜・常盤・平和・日吉・清水沢（1～3丁目・清陵町）
14日	清水沢（清栄町・宮前町・清湖町）・南清水沢・南部
15日	沼ノ沢・真谷地・紅葉山（市街地）
16日	紅葉山（農地）・滝ノ上・楓・豊川・富野

☆大型ごみの品目と料金は、平成19年7月に配布したパンフレット「家庭ごみの出し方」をご覧ください。

▽大型ごみとして出せないもの

家電品（テレビ・冷蔵庫・洗濯機・パソコンなど）ピアノ・タイヤ・ドラム缶など

問合せ先 市環境生活グループ ☎52-3108



高齢者への除雪ヘルパー派遣制度が利用できます

対象者 ①市内に子どもなどの親族がいなく、自力で除雪を行う必要がある65歳以上の方
②ケガや病気のため体力的に除雪が困難 ③経済的に困難（所得税非課税世帯） ④市税などの滞納がないこと

以上、全て当てはまる方は、申請すると除雪ヘルパーの派遣を受けることができます。

15cm以上の降雪があった場合の玄関前と通路の除雪です。屋根の雪降ろしはしません。時間の指定もできません。

除雪期間

12月1日～平成22年3月31日

申込期限 11月6日

申込・問合せ先

市生活福祉グループ

☎52-11059

住宅手当を支給します

10月1日から、離職者であつて就労能力と就労意欲のある方で、住宅を失ったり、失うおそれのある方を対象に、「住宅手当緊急特別措置事業」として、住宅手当を支給します。

住宅と就労機会の確保に向けて支援を行います。

対象者

・申請時、2年以内に離職した方

・離職前、自らの労働により賃金を得て、世帯の生計を維持していた方

・就労能力と常用就労の意欲があり、公共職業安定所への求職申込を行う方

※この他にも条件があります。支給額

支給対象者が、賃借する住宅の賃料月額です。

支給月額額は、1人世帯29,000円、2人以上世帯37,000円を上限とします。

支給期間

6ヶ月を限度とします。

申請期限

10月1日～平成22年3月31日

申込・問合せ先

市生活福祉グループ

☎52-3177

じん職機能障がい者の通院交通費を助成します

じん職機能障がい者で、人工透析のために市外に通院している方の平成21年3月から8月までの交通費を助成します。

※前年の所得などによる制限があります。

申込期限

10月9日

申込・問合せ先

市生活福祉グループ
☎52-11059

献血車が市内を巡回します

献血車が市内を巡回します。皆さんの協力をお願いします。

10月14日

◇10時～13時 市役所前(本町)

◇14時～16時

夕張市立診療所前(社光)

10月20日

◇10時～11時30分
農協本部前(前ノ原)

◇13時～14時

石田鉄工機前(南清水沢)

◇14時30分～16時

農協南清水沢店前(南清水沢)

国民年金

保険料の免除制度

経済的な理由などで国民年金の保険料を納めることが困難な

場合には、保険料の免除制度があります。

今回、基礎年金の国庫負担割合が、2分の1に増えたことから、保険料の免除期間について、将来の年金額が増幅されます。

保険料の免除制度や手続きについては、「ねんきんダイヤル(0570-0511165)、社会保険事務所または、市市民保険グループ☎52-3104に相談ください。

ごみ分別勉強会

ごみに関する勉強会を開催します。ごみの出し方や分別の仕方などの基本的なこと、これからのごみの分別のあり方などを勉強しませんか。

多数の参加をお待ちしています。

日	時	開始時間	場 所
10月13日	午前10時		極集会所
14日	午後2時		南部コミュニティセンター
15日	午前10時		南部岳見集会所
16日	午後2時		本町1丁目集会所
19日	午前10時		本町6丁目集会所
20日	午後2時		末広集会所(恵)
21日	午前10時		末広集会所(翔)
22日	午後2時		末広生活館
23日	午前10時		鹿の谷生活館
26日	午後2時		千代田コミュニティセンター
27日	午前10時		若菜生活館
28日	午後2時		平和集会所
29日	午前10時		はまなず会館
30日	午後2時		富野生活館
11月2日	午前10時		清水沢生活館
4日	午後2時		宮前清水生活館
5日	午前10時		南清水沢生活館
6日	午後2時		清陵町さわやかホール
9日	午前10時		農業研修センター
10日	午後2時		紅葉山会館
11日	午前10時		滝の上生活館

問い合わせ先 市環境生活グループ ☎52-3108

住民説明会を開催します

平成21年度第2回住民説明会を開催します。
今年度、「財政再生計画」を策定するにあたり、広報9月号で掲載した「財政再生計画の検討状況」について、みなさんの意見を聞き、計画に反映させたいと考えています。
多数の参加をお待ちしています。

日 時	会 場	時 間
10月22日	紅葉山会館	午後6時
23日	南部コミュニティセンター	
26日	アディーレ会館ゆうばり (旧市民会館)	
27日	市民研修センター	
28日	農業研修センター	
29日	文化スポーツセンター	

当日、会場が使用できない場合がありますので、確認してください。
問合せ先 市総務グループ 電話52-3170

体育施設を無料開放します

体育施設を無料開放します。
個人での使用に限ります。
と き 10月12日(月・体育の日) 午前9時～午後5時
開放施設 ゆうばり文化スポーツセンター、ゆうばりテニスコート、平和運動公園(多目的運動広場)
問合せ先
文化スポーツセンター
電話56-6046

がんばる市民文化祭

と き 10月17日～24日
午前9時～午後7時(最終日午後4時まで)
ところ 清水沢地区公民館
入場料 無料
作品募集 10月16日 午後1時から3時まで会場受付します。
申込・問合せ先 佐々木
電話090-9523-8372

作品展 文化誌

作品展 文化誌
「夕張文化誌55号」の発刊にあたり、「市民の広場」の原稿を募集します。
応募資格 高校生以上の市民
募集内容 俳句、短歌、川柳(各10首)、詩、随筆、掌編小説など(800字以内)、写真、その他(絵・書・きり絵など写真化したもの、し版)
募集期限 11月13日
提出先 市教育グループ、文化スポーツセンター、清水沢地区公民館
問合せ先 文化協会(古城)
電話59-5012

ゆうばり文化まつり

▼ステージ発表(共催)
と き 10月17日 午後1時
ところ アディーレ会館ゆうばり大ホール(旧市民会館)
▼展示発表(市内児童とキルト作品)
と き 10月17日～25日
午前10時～午後4時
ところ アディーレ会館ゆうばり(旧市民会館レストラン)
※10月24日 午前10時からキルト教室を開催します。
入場料 無料

参加者募集 社交ダンス、リズムダンス教室

参加者募集
社交ダンス、リズムダンス教室
11月6日からスタートするダンス教室に参加しませんか。
と き 金曜日 午後1時～3時(月3回)
ところ 市民研修センター
参加料 月2千円程度
講師 奥田由美子氏
問合せ先 奥田
電話59-6121

雇用木材を 無料配布します

雇用木材を 無料配布します
夕張ニューパロダム総合建設事業所では、立木を伐採した残りの枝について、薪などに活用してもらうため、市民に無料で提供します。
提供場所 市内鹿島(詳しい場所は申込者にはがきなどでお知らせします。)
提供期限 10月14日・15日(午前10時～11時30分、午後1時30分～午後4時) 10月16日(午前10時～午前11時30分)
提供の条件
①枝は、1.2mに切り揃えてあります。
②希望者は、車両、道具等を用意し、積み込みは各自で行ってください。
③営業目的の場合は提供できません。
申込方法 はがき、FAXで住所、氏名、希望日などで10月9日まで
申込・問合せ先 夕張ニューパロダム総合建設事務所 枝条配布係 南郷東町
電話55-2121
FAX55-2131

文化祭 文化祭 文化祭

文化祭 文化祭 文化祭
ピアノデュオコンサート
と き 11月8日
午後3時～4時30分
ところ 夕張高等養護学校
出演 野呂佳生、深井尚子(教育大岩見沢校教員)
入場料 無料
問合せ先 夕張高等養護学校
電話56-5530

比志恵司 ゆうばり絵画展

比志恵司 ゆうばり絵画展
と き 10月13日～11月13日
午前8時45分～午後5時30分
ところ ふるさとギャラリー「あすましい」(市校所3階)
入場料 無料

スズメバチの巣の駆除

民家・民有地などで発生したスズメバチの巣の駆除は、夕張環境清掃科(☎56-6000)に依頼してください。

なお、市営・賃貸住宅の場合は、市農林建設グループ(住宅管理担当☎52-3119)まで連絡してください。

「夕張なび」を開設

JR夕張駅舎内に観光情報の発信拠点として「夕張なび」を開設しました。

夕張の総合観光案内所として利用できますので、地域の観光情報などお寄せください。

こどものへや



関 悠季乃

ちゃん

父・譲二さん 母・明子さん

平成19年1月26日生まれ
紅蓮山

このコーナーに掲載する乳幼児(3歳まで)の写真をお寄せください。

☆送り先 総務グループ(☎52-3170)

問合せ先 ネクストゆうばり

☎52-0777

10月15日～31日
秋の火災予防運動

消えるまで

ゆつくり火の元

にらめつ子

朝晩の冷え込みが厳しくなり、ストーブなどの暖房器具を使用する機会が多くなってきました。ストーブを使用する前に点検・整備を行ってください。
大災害予防期間中、各地域で「火の用心」を呼びかけ、高齢者世帯を対象に立入検査を行いますので、ご協力願います。

つけましたか?

住宅用火災警報器

消防法の改正により、夕張市では、新築の住宅に対して平成18年6月1日より設置義務となつていますが、既存の住宅は、平成23年6月1日から設置義務となります。火災の予防と早期発見に備えて早めに、住宅用火災警報器を設置しましょう。

〔消防署☎53-4122〕

第2回夕張歌謡会

チャリティー発表会

と き 10月18日 正午開演
ところ ゆうばりはまなす会館

入場料 1,000円(当日1,500円)
問合せ先 ホテルYUBARI(佐藤)

☎59-7111

土地取引には
届け出が必要ですよ

—10月国土取引月鑑—

一定の面積以上(夕張市の場合は5千㎡以上)の土地取引を行う場合は、国土利用法に基づき届け出が必要ですよ。

問合せ先 市地域再生グループ

☎52-3141

人権擁護相談・行政相談・
心配ごと相談を開催

と き

10月20日 農業研修センター
23日 紅葉山会館

時 間 午前10時～午後2時
問合せ先 市民保険グループ

☎52-3104

9月12日～10月31日
「ヒグマ注意特別月間」

☆ヒグマによる事故を防ぐために
☆野山に入る前に

ヒグマによる人身事故の約半数が、春秋のヒグマ注意特別月間中に発生しています。

事前にヒグマの出役情報を確認し、出役情報や注意標識のある場所への立入は絶対に行わないように。

☆ヒグマに出会わない工夫を

出役が予想される野山では、集団での行動を心掛け、鈴などの鳴り物を携行したり、笛を吹くなどの工夫をし、早朝や夕方濃霧時や降雨時、水辺などに注意。

☆野山での飲食の際に

野山にゴミを捨てたりせず、残飯、空き缶などは持ち帰る。

おしらせ

と き

10月10日・11日
午前10時～15時(11日は14時)

ところ 浦の上公園

(イベント)

・夕張太鼓演奏

・キノコ汁、地元野菜販売

・出店コーナー

10日「YASU」トーク

＆クイズ大会

11日「オクラホマ」

トークショー

問合せ先 実行委員会

☎52-0777

平成21年9月1日現在

人口	11,488人 (-23人)
男	5,380人 (-8人)
女	6,108人 (-15人)
世帯数	6,180世帯 (-13世帯)
	() は前月比

次号、11月号の広報ゆうばりは10月30日に配布いたします。